

國學院大學學術情報リポジトリ

『南朝公卿補任』と藤原貞幹

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 阪本, 是丸 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002243

『南朝公卿補任』と藤原貞幹

阪本 是丸

一 はじめに

『南朝公卿補任』（『南朝補任』とも称す）という、南北朝期における南朝方公卿の補任を記した書物が存在する。後述するように、この『南朝公卿補任』と称される書物には、内容を異にした二系統の写本が残されている。どちらの系統の『南朝公卿補任』も後世の偽作による「偽書」の可能性が早くから指摘されており、今日ではこれらの『南朝公卿補任』を史料として使用する研究者は皆無といつてよい。⁽²⁾ したがって、『南朝公卿補任』は史料的にも価値のない単なる「偽書」、ましてや「インチキ学者」たる藤原貞幹が「偽作」した書物とされているのであり、⁽³⁾ 今更、検討・考察を加えるまでもない書物と評価することも可能なのである。

しかしながら、一般論としても、「偽書」にも「偽書」としての来歴や一定の歴史的評価は存在するのであり、それを検証することは決して無意味な学問的営みではなからう。とりわけ、本稿で検討の対象とする『南朝公卿補任』にはそれがいえるのであり、前述したように二系統があるにもかかわらず、その来歴や相互の異同についての検討はほとんどなされておらず、あたかも同一の「偽書」であるかのように扱われてきた。この来歴・異同を少しでも明らかに

にし、両者の「偽作」の背景に籠められた意図を浮き彫りにすることは、ほとんど検証らしい検証もなされずに流布している『南朝公卿補任』藤原貞幹偽作説の真偽のみならず、近世の南北朝史観の在り様や変遷過程を考察する糸口にもなるのである。

以下、本稿では、上記二系統の『南朝公卿補任』の概要とその異同を多少なりとも明らかにし、併せて藤原貞幹が偽作したとされる『南朝公卿補任』をめぐる複雑な人間関係についても考察を加え、以て当時の南北朝史観の実態を解明する予備的作業としたい。

二 『南朝公卿補任』の二系統について

前述したように、『南朝公卿補任』は内容的には全く異なる別系統の二種類の写本が現在伝わっているのであるが、このことについては従前あまり触れられておらず、同じ内容の書物であるかのように扱われてきたのが実情である。例えば、丸山季夫は「立原翠軒と塙保己一」⁽⁴⁾で静嘉堂文庫蔵「小宮山楓軒叢書」第十七冊所収の『翠軒手簡』（国立国会図書館本は翠軒自筆）を引きながら、以下のように述べているが、当時においては『南朝公卿補任』（あるいは『南朝補任』）と称する書物は皆同系統の写本と思慮されていたことを示す材料でもある。

次に南朝補任の項を抜萃すると、

一、先年在役之内、京より遣候南朝補任と申書調候而、史館へ納候。盲史へ及相談候処偽作二御座候由被申候へ共、此間勢人本居宣長作玉かつまと申書を見候へば、吉野朝公卿補任と申書、備前岡山河本某の家にあり。河本は備後三郎高德が末にて、宇喜多氏の族、河本対馬守親家といひしが末也とかや。さるゆへよしにて、此書は伝

へもたりけむと見え申候。右之書伝写も成候ハ、国史の補二可相成候。併先年納候本と異同如何。塙へ得問合、右之書求見申度候。御序二奉願候。

註(朱) 本居が見たるもやはり、南朝補任なるへし。文化八年より十八年前、塙在京ノ節、初而見及候所、其書ノ内ニ吉野ニ於薨了公卿四人有ト常ノ補任ニアルヲ、フト心付其儘出セシナレバ、コレニテ偽書明ラカナリ。

一、南朝補任之事、塙にも御問合上にて答之趣委細承知仕候、本居も歴史考訂之事ハ盲史の如くは参らぬ事二可有候、

南朝公卿補任は静嘉堂文庫にも、写本二冊を蔵してゐる。修斎渡辺明の手校本で、異本信濃宮伝本との校合がある。二冊目は附録で、一冊目の終に応永卅二年九月前右衛門佐入道沙弥行念の跋がある。猶、国書解題を見ると、保己一に南朝公卿補任考なる著があつて本書が譌書なることを弁したものと云ふ。

以上のように、丸山が紹介している『翠軒手簡』には、立原翠軒が京都で手に入れ、水戸の史館へ納めた『南朝公卿補任』の真偽に関して塙保己一へ照会したところ、保己一は「偽作」と断定したが、宣長が『玉勝間』巻七で「吉野朝公卿補任」と題して、

吉野の朝廷の公卿補任四巻あり、後醍醐天皇かしこにうつらせおはしまして、延元二年より、後龜山天皇の御代、元中九年にいたるまで、すべて三御代、五十六年ほどの、公卿の昇進をつぶさにしるせり、いとめづらしきふみなり、此書、備前国岡山河本某カウモトノが家にあり、この河本は、備後三郎高德が末にて、宇喜多氏の族、河本対馬守親家といひしが末也とかや、さるゆゑよしにてや、此書はつたへもたりけむ、今は岡山の商人なるを、あやしく世々書をあつむることを好みて、すべてやまともろこしのもろもろの書ども、いとこゝらつどへもたりとぞ、

と賞賛した『吉野朝公卿補任』があり、この書物も史館に納めたいと思うが、その異同を保己一に問い合わせて欲し

いと依頼した結果、宣長の賞賛した『吉野朝公卿補任』と翠軒が史館蔵本とした『南朝公卿補任』は同一内容の書であることが判明したことが述べられている。すなわち、翠軒が書簡中でいう「南朝補任」とは藤原貞幹が偽作したとされる『南朝公卿補任』（『吉野朝公卿補任』）のことであつて、丸山が末尾で紹介している静嘉堂文庫本『南朝公卿補任』写本二冊とは別系統の本であるが、丸山は同一書と思つたのであろう。因みに、この静嘉堂文庫本『南朝公卿補任』は、東京大学史料編纂所所蔵の『南朝公卿補任』や宮内庁書陵部所蔵の『南朝補任』と同一系統の写本である。^⑥

静嘉堂文庫本『南朝公卿補任』は、丸山が紹介している通り、渡辺明の手校本であり、一冊目の一丁表には「宮島本」の印の下に「修斎渡辺明校閲未了」と記され、そこに「伴文庫」の蔵書印が捺されている。また末尾にも「修斎渡辺明蔵書」と記され、そこにも「伴文庫」印が捺されている。このことから、同書は本居春庭の門人であつた渡辺明が書写したものと思われ、それが伴直方、もしくは子の直清の所有に歸したのであろう。^⑦このように、静嘉堂文庫本『南朝公卿補任』は本居春庭の門人である渡辺明や、賀茂真淵を敬仰し、村田春海らとも親交のあつた伴直方・直清の蔵書であつたことが知られるのであるが、史料編纂所本には「朽本文庫」、書陵部本には「松岡文庫」の蔵書印があるのみで、伝来は不明である。しかし、いずれの写本も「延元以来。吉野雖帝都。無行宮殿閣。月卿雲客微少。昇進除目殆断絶。纔令記憶之。集数条為亡国余憾云。応永卅二年二月九日 前右衛門佐入道 沙弥行念（花押）」との跋文を有することは同じで、また記載形式・内容に関しても多少の異同はあるものの、ほぼ同じである。以下、書陵部本の冒頭の一部を掲げて、記載内容の信頼性について多少の考察を試みることにする（静嘉堂文庫本は「静本」、史料編纂所本は「史本」と略す）。

後醍醐院

後宇多院第二皇子諱尊治（静本・史本「御諱」、以下同じ）

母談天門院參議忠繼女繼子

文保二年二月廿一日即位

元弘三年重祚（靜本・史本、以下「延元三」まで無し）

延元元十二月吉野へ入御

興元元七月十六日崩年五十一

延元三

後村上院

諱義良先帝第六皇子母廉子

元弘三十月為陸奥大守

興元元十月五日即位

正平廿四年三月十一日崩吉野四十三（靜本・史本「崩御吉野御年四十三」）

葬如意輪寺

興元七正平廿四

後龜山院

諱瀨成後村上院第一皇子母近衛經忠女

正平廿四年即位

文中二年十月位寬成親王二讓（靜本・史本、無し）

元中七年和親北京行幸（靜本・史本、「文中」と誤記）

建徳三文中三

寛成王

母大納言実為女後亀山院第一皇子

文中二年即位

元中七年南北和親北京行幸

天授六弘和三元中元

(註・この間に尊良親王以下懷良親王まで十五親王の事歴あり)

近衛

経忠

号近衛家平男(静本・史本、無し)

延元二年四月吉野二来

延元三年五月叙従一位復任(静本・史本、「仕」)

興国元年十月任関白(静本・史本、無し)

正平十年七月薨

これによると、後醍醐天皇は興国元年(暦応二年・一三四〇)七月十六日に五十一歳で崩御したことになるが、実際にはその前年の延元四年(暦応二年)八月十六日に崩御していることは周知の事実である。また、後村上天皇の崩御も「正平二十四年三月十一日崩吉野四十三」と記されているが、これも正平二十三年(応安元年・一三六八)三月十一日が史実であり、享年も四十三歳ではなく四十一歳である。また、近衛経忠の歿年を正平十年七月としているが、

『公卿補任』の文和元年（正平七年・一三五二）の条には「散位 前左大臣從一位 近衛 藤経忠五十一 八月十三日薨」とあるのとは大いに齟齬している。経忠が正平七年八月十三日に歿したことは、後述する別系統の『南朝公卿補任』と深く関っている柳原紀光が、その著『続史愚抄』¹⁰の同日条に「入道関白前左大臣経忠。薨于賀奈生^{五十一歳。或作昨。}」号堀川。○圓太曆、師夏記追、公卿補任」と記しているように、ほぼ疑いのないところである。

以上のことから、この『南朝公卿補任』の史料的价值が低いことは明らかであるが、寛成王（長慶天皇）に関して「文中二年十月位寛成親王二讓」、「文中二年即位」と記して、あたかも歴代天皇に列するかのような記載は、この書物を偽作した人物の南北朝史観を反映したものであり、荒唐無稽の偽作史料と一蹴することはできない。¹¹ここで確実にいえることは、「前右衛門佐入道 沙弥行念」なる人物が書いたとされる『南朝公卿補任』は、藤原貞幹「偽作」とされる『南朝公卿補任』とは全く異なる書であるということである。

この『南朝公卿補任』に対して、貞幹偽作とされる国立公文書館内閣文庫や国立国会図書館等に所蔵される『南朝公卿補任』は、全く別系統の同名異本である。ここでは主に国会図書館本『南朝公卿補任』を使用し、その概要を紹介しておこう。

国会図書館本（請求記号一三四―一七九）は四冊（合二冊）から成り、一冊目は後醍醐天皇延元二年（一二三七）から同四年及び後村上天皇延元五年（興国元年）から正平七年まで、二冊目は後村上天皇正平八年から同二十三年まで（以上、合冊）、三冊目は後龜山天皇正平二十四年から天授六年（一二八〇）まで、四冊目は後龜山天皇天授七年（弘和元年）から元中九年（一二九二）まで（以上、合冊）の南朝方公卿の年次毎の補任次第が記載されている。以下、少しく記載内容を紹介してみると、

後醍醐天皇

延元二年丁丑

北朝建武四年

去年十二月廿一日夜主上密出御花山院第遷幸大和国吉野行宮

左大臣 従一位 藤経忠卅六 内覧 氏長者 四月五日参当朝

於北朝為関白但当朝被用
延元元年官位者自余准之

とあるように、『公卿補任』と変わらぬ体裁で元中九年までの南朝方の各公卿の補任が尤もらしく記載されている。そして、四冊目の末尾には、

私云、元中九年閏十月北朝明德三年御入洛之時南朝公卿供奉入洛冬実公等或下向分国守親公顕泰公尹長公等或出家或留山中各不供奉北朝矣

予家所蔵自延元二年至元中九年公卿補任実不伝於人間本也、然原本魚食殆不可観、故更写備于披閱云爾、
寛政五年癸丑六月 子洲三宅會謹誌

此篠部清風之蔵書也、学校奉行三上君命書物方謄写之蔵于国学文庫

天保十三年壬寅秋九月

と記されていることから窺われるように、国会図書館本『南朝公卿補任』は、「子洲三宅會」こと河本公輔⁽¹²⁾が、同家に代々伝わる「公卿補任」は他に存在しないものであるが、「魚食」のためほとんど見るに耐えないものとなったので、寛政五年に改めて書写し直し「披閱」に供したというのである。これは、現に本居宣長記念館に所蔵されている『吉野朝公卿補任』四冊目末尾にある識語「予家所蔵自延元二年至元中九年公卿補任実不伝於人間本也、然原本魚食殆

不可観、故更写備于披閱云爾、寛政五年癸丑六月、子洲三宅會謹誌」と全く同じであり、国会図書館本も本居宣長記念館所蔵の『吉野朝公卿補任』四冊本も、河本公輔が同家所伝と称する「公卿補任」を基に書写したものの転写本であることは間違いないだろう。この他に、内閣文庫等には「子洲三宅會謹誌」という識語を有しない同系統の写本が残されているが、ここでは本居宣長が披見した『吉野朝公卿補任』は、河本公輔が同家所伝と称する「公卿補任」を改めて書写したものと同一本であり、それを知った岡本保孝が『南朝公卿補任』貞幹偽作説を唱えたであろうことを指摘しておくに留める。

三 『南朝公卿補任』偽書説と史料的价值をめぐる問題

予てより筆者は、藤原貞幹が多くの「偽作・偽証」をなし、『南朝公卿補任』も藤原貞幹による偽作の書とする岡本保孝の説が今日においても本格的に検証されることなく通用していることに対して疑問を抱き、かつて多少の言及をしておいたことがある。¹³そこでの筆者の一応の結論は、早く塙保己一が寛政六年（一七八六）の上京の折に指摘しているように、『南朝公卿補任』が偽書であることに間違いはなからうが、それが藤原貞幹の偽作であるとは保己一も明言していないのであり、保孝（況齋）が、本居宣長の『玉勝間』を引いて断言する『南朝公卿補任』貞幹偽作説は直ちには成立しないのではないか、ということであった。

前記したように、本居宣長が『玉勝間』で賞賛した『吉野朝公卿補任』¹⁴は、塙保己一によって偽書とされていた『南朝公卿補任』と同一内容のものであり、この系統の写本が、藤原貞幹が「偽作」したとされる『南朝公卿補任』である。それゆえ、宣長が『吉野朝公卿補任』こと『南朝公卿補任』を『玉勝間』で取り上げなかったならば、『南朝公卿

補任』もさほど知られることはなく、また『南朝公卿補任』貞幹偽作説も登場しなかったかも知れない。いずれの『南朝公卿補任』も信用するに足らない「偽書」として扱われた可能性は大いにあるのであるが、本居宣長ほどの大学者が称揚する書物であるから、単なる「偽書」として一蹴されることはなかったであろう。要するに、宣長ほどの学者に「真本」と信じ込ませた「偽書」を作成したのは誰か、という「犯人探し」が始まり、その「犯人」は藤原貞幹だと断定したのが岡本保孝であったのである。

このことを広く学界に紹介したのが吉澤義則であり、吉澤は当時一般に「偽書」であると認められていた『南朝公卿補任』が、実は貞幹の手に成るものであることを岡本保孝の著書から発見したのである。近世切つての考証学者であり、貞幹を「贋作」癖の老人として罵った狩谷棧斎の、そのまた高弟として著名な博学多識の岡本保孝が自著に『吉野朝公卿補任』（『南朝公卿補任』）藤原貞幹偽作説を明記しているのだから、その著書を見た吉澤が次のように呻ったとしても不思議ではない。

然るに著書に就いては茲におもしろからざる一説がある。其は吉野朝公卿補任を貞幹が偽作したといふ説である。此の書の事が初めて見えてゐるのは、本居宣長の玉勝間巻七で、

吉野の朝廷の公卿補任四卷あり（中略）此書備前国岡山の河本某が家にあり、この河本は備後三郎高德が末にて、宇喜多氏の族河本対馬守親家といひしが末也とかや、さるゆゑよしにて此書はつたへたりけむ、今は岡山の商人なるも、あやしく世々書をあつむることを好みて、すべてやまともろこしのもろもろの書どもをいところ、らつどへもちたりとぞ。

とあるこの書は今日に於ては一般に偽書と認められてゐるが、その偽作者に就いて一向に知られてゐないやうである。ところが岡本保孝の況斎雜記に

公卿補任吉野朝

コレハ清原貞幹^マ仮造シテ玉勝間七ニイヘル河本ニウリタルナリ。

と見えてゐる。況斎は全然無稽の誣言をする人とは思はれないが、さりとて拠りどころは分らない。好古癖の人には、どうかすると此の種の悪戯を試みる人がある。近くは西村兼文などといふ人もあり、貞幹前後には多賀城碑を偽作したり、大同類聚方を偽作出版したりしたやうな、念入りなものも有つたほどであるから、貞幹にもこんな悪戯が無かつたとも断言できないが、貞幹の為にどうか濡衣であれかしと祈る次第である。⁽¹⁶⁾

「貞幹の為にどうか濡衣であれかしと祈る次第である」とあるように、吉澤の、『補任』が貞幹の偽作でないことを信じたいた気持ちがひしひしと伝わってくるのであるが、吉澤ならずとも、岡本保孝が「コレハ清原貞幹^マ仮造シテ玉勝間七ニイヘル河本ニウリタルナリ」と記している以上、何らの根拠もなしに保孝ほどの緻密な考証学者が断定的に述べるはずはないと考えるのが当然であろう。しかしながら、吉澤もいうように、「さりとて拠りどころは分らない」のである。吉澤が紹介した保孝の「況斎雜記」⁽¹⁷⁾には、

書籍致本邦

公卿補任

校斎云、古キ処ハ疑ハシ、鎌倉トハノホラヌモノ也、室町時代ナルヘシ、○コノ見解オノレ未考、俊成ノ長秋詠藻下卷三丁ノウニ権中將公衝公公卿補任ヲカサレタリケル云々トアルハ真本ナルヘシ、

とあり、その箇所の頭注として「公卿補任 吉野朝 コレハ藤原貞幹偽造シテ、玉勝間卷七^{二十}ニイヘル河本ニウルタルナリ」と書かれているだけで、吉澤がいうように、保孝は典拠を示して述べているわけではない。要するに、吉澤は、一般には『南朝公卿補任』と称される『吉野朝公卿補任』を本居宣長が賞賛したことや、その宣長が賞賛した『吉

『野朝公卿補任』が貞幹の偽作であると岡本保孝が述べたという事実を紹介しただけであり、吉澤自身は、『吉野朝公卿補任』が藤原貞幹によって偽作された書であると断定しているわけではないのである。それよりも重要なことは、近代における藤原貞幹研究の開拓者としての吉澤が、『吉野朝公卿補任』が明白に偽書であることを述べ、それに関して岡本保孝の貞幹偽作説を学界に紹介したことであろう。

それでは、吉澤は何を根拠に「この書は今日に於ては一般に偽書と認められてゐるが、その偽作者に就いて一向に知られてゐないやうである」と述べたのであろうか。この点について吉澤は何も語っていないが、恐らくは、塙保己一の『南朝公卿補任考』⁽¹⁸⁾、あるいはそれを紹介して近代の学界に『南朝公卿補任』偽書説を広めた井上頼圀の『典籍雜攷』⁽¹⁹⁾を参考にして述べたのかも知れない。井上は「此書ハ備前の河本の家より出たる由、玉勝間その他の書にも見えたりども、偽書なる事論なしと云へども、往々博覧の史学家にして、此書の為に誤るゝ事の慨さに、左の二説を挙げてこれを弁へむとす」と述べた後、保己一の『南朝公卿補任考』及び足代弘訓の『寛居雜纂』所収の「南朝公卿補任偽書たる証拠」を挙げて最後に「右の二弁にて、此書の偽作なること論なかるべし」と結んでいる。

この「典籍雜攷」を紹介しつつ、『南朝公卿補任考』をめぐる塙保己一や足代弘訓、水戸の立原翠軒らとの関係を改めて精緻に紹介・考察したのが中江義照である。⁽²⁰⁾ 中江は、丸山季夫の前記「立原翠軒と塙保己一」を参考に、①立原翠軒が京都で『南朝公卿補任』を手に入れ、それを水戸の史館に収めたが、保己一に相談したところ偽書であると聞かされた、②しかしながら、本居宣長の『玉勝間』には『吉野朝公卿補任』という『南朝公卿補任』と同様と思われる書が存在するが、同一の書であるかどうかを保己一に問い合わせたこと、③結局、両書は同一のものであり、保己一が考証した通り、宣長が賞賛した『吉野朝公卿補任』は『南朝公卿補任』に他ならず、偽書であることは明白であること、④さすがの本居宣長も「盲史」たる塙保己一の考証には及ばないで騙されたこと、⑤保己一の『南朝公卿補

任考』は、立原翠軒ら水戸の史館関係の学者の問い合わせによつて書かれた書であり、保己一は寛政六年には『補任』が偽書であることを見抜いていたこと、⑥保己一は足代弘訓を訪ねた折、両者ともに『南朝公卿補任』が偽書であることを語り合っていること、などを明らかにしている。

このように、中江も『南朝公卿補任』が塙保己一らの考証によつて偽書であることは明白であると理解しているのであるが、『補任』が誰の手による偽作であるかについては言及していない。すなわち、江戸時代の塙保己一も足代弘訓も、そして近代の井上頼圀や吉澤義則、そして現代の中江も『南朝公卿補任』が偽書であることは明白と断定しているのであるが、『南朝公卿補任』が藤原貞幹の偽作であるかどうかについては一切言及していないのである。したがって、岡本保孝が「況斎雜記」で根拠も示さずに「公卿補任 吉野朝 コレハ藤原貞幹偽造シテ、玉勝間卷七^{二十}ニイヘル河本ニウルタルナリ」と書き、それを吉澤義則が紹介しなければ、『南朝公卿補任』藤原貞幹偽作説も流布される可能性は少なかったといえよう。

にもかかわらず、今日においても、『南朝公卿補任』は藤原貞幹が偽作したものである、との説が何らの検証もされずに通説化している。これを決定付けたのが日野龍夫であった。日野は、「貞幹の偽証は他にも幾つかあつて、『南朝公卿補任』なる書物が実は彼の偽作にかかることを、幕末の考証学者岡本保孝が明らかにしているし（吉澤前掲書参照）」と、吉澤の前記紹介を参照して述べ、次いで「蛇足を加えれば、彼の偽作した『南朝公卿補任』は、後に塙保己一が『南朝公卿補任考』を著わして、その偽書であることを考証した。しかし『衝口発』の偽証を看破した宣長もこれにはだまされたりしく、『玉勝間』卷七「吉野朝の公卿補任」の項で、「いとめづらしきふみなり」と賛えている。『玉勝間』卷七の刊行された寛政十一年は貞幹歿してから二年目、泉下の貞幹はさぞ快哉を叫んだことであろう」と、前記吉澤の紹介を踏み越えて、『南朝公卿補任』貞幹偽作を断定的に述べ、さらには、この偽書があたかも本居宣長を

「騙す」ために貞幹が偽作し、それに成功した貞幹は「泉下」にあっても「快哉を叫んだであろう」と、最大限の厭味を以って締めくくっている。

このように、日野は、吉澤義則が紹介した岡本保孝の『南朝公卿補任』貞幹偽作説を自明のものとして改めて紹介し、さらには想像を逞しくして、『衝口発』の偽証を見破った宣長も、同じく貞幹が「偽作」した『南朝公卿補任』だけは貞幹に騙されて本物の「いとめづらしきふみなり」と信じたらしいと『玉勝間』を引いて述べているのであるが、確実にいえることは、宣長は『玉勝間』巻七所収の「吉野朝の公卿補任」の項で、当該書物は南朝に所縁のある岡山の「河本某」に伝来・所蔵されているから本物と思い込んで記しているだけのことであり、貞幹が宣長を欺くために『南朝公卿補任』を「偽作」したかどうかとは無関係の、宣長自身の「史料考証」能力の問題であろう。まさしく、前記した立原翠軒がいうように、「本居も歴史考訂之事ハ盲史の如くは参らぬ事ニ可有候」というだけのことである。

これまで述べてきたように、本居宣長が『玉勝間』でいう『吉野朝公卿補任』こと『南朝公卿補任』を「偽作」したかどうかはともかくとして、『南朝公卿補任』が二系統とも偽書であることはほぼ間違いない。だが、だからといって全く史料的価値のない書物と今日においても見做されているわけではない。例えば、本郷和人は、『系図纂要』によると、時経には経泰という兄弟がいたようである。そしてあまり確度の高い史料ではないのだが、史料編纂所に架蔵されている応永三十二年（一四二五）の奥書を持つ『南朝公卿補任』によると、経泰は広橋を称して早くから南朝に仕え、大納言に昇った人物であるという⁽²³⁾と、東京大学史料編纂所所蔵の『南朝公卿補任』を「あまり確度の高い史料ではない」と断りながらも傍証的史料として使用している。

平経泰に関しては、史料編纂所本には、

広橋 経泰 平氏宗経男

延元二年従五位上侍従修理亮

興国三年叙正五位下任肥後守

正平二年叙従四位下陸奥権介

同七年叙正四位下勲功之賞

同十一年叙正三位任参議

同十四年叙従二位任中納言

同廿三年叙正二位

天授二年任大納言

と叙任・官歴が記されているが、他方、宣長が披見した『吉野朝公卿補任』の弘和二年の条には「権大納言 正二位 平経泰 八月 日薨 任叙日不明或云、天授二年任権大納言云々但不慥」とあるように、平経泰が「権大納言」に任じられた日は不明であり、天授二年に「権大納言」に任じられた可能性も否定していない。このことから、「正権」の相違はあっても、双方の『南朝公卿補任』が、平経泰が天授二年に「大納言」に任じられたことを明確に、あるいはその可能性のあったことを記しているのであり、どちらか一方が全くの出鱈目を記述しているわけではないことが知られよう。

また、本郷が「『系図纂要』によると、時経には経泰という兄弟がいたようである」と述べている時経に関しては、『吉野朝公卿補任』こと『南朝公卿補任』には経泰と同じく記載されており、その正平十二年条には「散位 非参議 従三位 平時経 月日叙」とあり、正平十五年八月には参議に任じられたこと、次いで同二十二年一月九日（或いは五日）には正三位に叙されたこと、さらには建徳二年三月十八日には権中納言に任じられ、翌年の同三年七月八日に

は辞任したものの、文中三年一月五日には従二位となり、次いで天授三年二月には権大納言として復活し、遂には同五年には「月日薨」と記されて、その生涯を閉じることが記載されている。このように、双方の『南朝公卿補任』の記述を比較するならば、双方とも何らかの具体的史料に依拠して作成されたものであり、全くの史料的価値のない「偽書」と一蹴することはできないと思慮される。

森茂暁が、「延元元年（一三三六）から元中九年（一三九二）までの南朝公卿のリスト、つまり『公卿補任』の南朝版である『南朝公卿補任』という史料が国立公文書館内閣文庫などに所蔵されている。しかし、江戸後期の国学者塙保己一が『南朝公卿補任考』（内閣文庫蔵）という文章を著し、『南朝公卿補任』偽書説を打ちだして以来、ほとんど顧みられることもなく、現在もまったく研究に使用されることはない。たしかに偽書説の論拠にも一理あるようだが、かといって、すべてが事実と反する記事内容というわけでもないので、使用法を考慮すれば有効に使えそうな史料ではある⁽²⁴⁾と述べていることは、双方の『南朝公卿補任』にもいえるのであり、それなりの史料的価値はあるとするのが妥当であろうが、この程度の書物が「偽作」であるとするとするならば、「偽作」を行った藤原貞幹にとってどのような意味を有していたのか、これが次なる課題となってくる。

四 『南朝公卿補任』をめぐる人物関係

藤原貞幹に偽証・偽作の癖があることは、貞幹の同時代人から指摘されているところであり、『南朝公卿補任』貞幹偽作説を提唱した岡本保孝の師匠である狩谷掖斎が夙に指摘していることは承知の事実である⁽²⁵⁾。しかしながら、当の『南朝公卿補任』が早くから貞幹の偽作とされていたわけではなく、寛政六年に上京して『南朝公卿補任』を披見した

塙保己一が種々の考証から同書を偽書と断定したものの、それが貞幹の手による偽書であることまでは述べていない。ただし、少なくとも貞幹歿後から三十年余り経った天保三年（一八三二）の時点までには、『南朝公卿補任』貞幹偽作説がある程度流布していたことは確実である。それは、曲亭馬琴が伊勢・松坂の殿村安守に宛てた「南朝公卿補任一卷これは京の無仏が偽作と申もの候へどもいづれもより処ありて撰集いたし候もの故益にたち候事多く御座候」云々との書簡によつて知ることが出来る。⁽²⁶⁾ 因みに、馬琴がこの貞幹偽作説をどこから知つたのかは不明であるが、いずれにせよ、貞幹の歿後には『南朝公卿補任』貞幹偽作説が流布していたことの証左とはなろう。

そこで、まず検証すべきは藤原貞幹と河本公輔との関係である。岡本保孝がいうように、『吉野朝公卿補任』は貞幹の偽作であり、それを「河本」に売却したとするならば、国会図書館本等にある識語を物した「子洲三宅會」こと河本公輔は、貞幹以上にとんでもない国学者と評する他ない人物である。

この河本公輔は安永四年（一七七五）に岡山の豪商河本立軒の子として生まれたが、家督を弟に譲り、上京して賀茂季鷹、本居大平に入門、終生京都で過ごしたという。いつ上京したのか、さらには宣長とどのような知已を得たのか、等についての詳細は不明であるが寛政七年四月には伊勢・松坂の宣長を訪問していることは確かである。⁽²⁷⁾ この来訪以降、本居宣長はこの河本家に余程関心を有したらしく、寛政八年九月二十三日付け藤井高尚宛書簡で、

備前岡山町家河本氏某、代々書籍を好み候て蔵書おびたゞ敷有之候よし、珍書も大分有之由に御座候、右河本氏のむすこ忠五郎と申男、手前への文通致し申候。貴君の御事も申遣候、御存知は御座なく候哉、岡山は貴邑より近候よしに候へば、定て御ぞんじにても御座可有候⁽²⁸⁾

と書き送っている。次いで、同年十二月十五日にも、同じく藤井高尚に宛てて、

岡山河本忠五郎事、岡山第一之富豪はひ屋と申家之むすこ之由、成程左様に承及申候、蔵書夥候に何より面白事

に御座候、岡山へ御出之序、御尋被成御逢可被成候、先は右御返事申入度、如此御座候、尚期後信、紛冗早々、
 恐惶謹言⁽²⁹⁾

と、なおも河本に関する情報の提供を藤井高尚に懇請している。そして、さらに翌寛政九年十一月二十三日には、同じく藤井高尚に宛てて次のように書き送っている。

岡山河本忠五郎へ御逢被成候よし、正三位物語之事、此物語は実の正三位にては無御座、他の一種之物語の外題を、好事の者の正三位と書申候也。決して正三位にては無御座候。乍去家の物語にて、偽作と申物にては無之候、時代は分り不申候へ共、源氏などよりはやゝ後と見え申候、さしたる事もなき物語に御座候故、此度は掛御目不申候、実の正三位ならでも御覽被成度候はば、重て御申越可被成、随分掛御目可申候⁽³⁰⁾

以上の藤井高尚宛書簡から、宣長が尋常ではない関心を河本家（の蔵書）に抱いていたことが窺がわれるのである。宇喜多氏の後裔と称し、岡山切つての豪商であり、文化人・蔵書家として当時知られた河本立軒の息子である公輔が、代々家に伝わると称した『吉野朝公卿補任』を宣長に提示したのであるから、これを宣長が「いとめづらしきふみ」と賞賛したのも無理はなからう。

岡山の豪商の家に生まれた公輔が、何故に家業と膨大な書画・典籍を捨てて京都に上ったのかは不明であるが、少なくともかの『平安人物志』に記載されるほどの好事家・文化人として名をなすだけの努力をしたことだけは確かであろう。しかしながら、その努力の中に藤原貞幹偽作による『南朝公卿補任』の本居宣長への「売り込み」があったとするならば、それは青雲の志の蹉跌であり、それを唆した藤原貞幹の罪は重いといわざるを得ない。だが、再度いうが、これが事実であるかどうかを確かめる術を筆者は有していないのである（余談ではあるが、ここで筆者が国会図書館本等の『南朝公卿補任』をめぐつて不審に思うのは、河本公輔の識語にある「然原本魚食殆不可観」の「魚食」という文

言である。この文言は貞幹自筆の『秘蔵書目』にある「醍醐地蔵院所伝古記 朽破魚食余三種合為一冊」と同一であり、一般的には使用される文言ではない。無論、これだけで『南朝公卿補任』が貞幹の偽作である可能性を云々することは出来ないが、留意すべきことと筆者は考えるものである。

このように、本居宣長が岡山の河本公輔に並々ならぬ関心を抱き、その河本公輔が宣長に『吉野朝公卿補任』を提供したことは確実であるが、この『吉野朝公卿補任』と同一内容の書を『南朝公卿補任』と題し、しかもそれは自家に伝わる写本であると自ら記している人物がもう一人存在していたのである。それは、当時の代表的な学者公家であった柳原紀光である。

『続史愚抄』の著者として有名な柳原紀光は以下に述べるように、『南朝公卿補任』を所有し、その信頼性を強固に主張していた。そのことを示す史料を掲げてみることにする。前記国会図書館所蔵の『南朝公卿補任』の一冊目末尾には、

右南朝公卿補任四卷以所持旧卷令書写畢堅固不可及流布者也

寛政六年十月 紀光

疑問

正平十二年正月廿日寛成立太子文中二年ノ下ニ御諱被改瀨成トアリ、寛成ハ長慶院ノ諱ニシテ後龜山帝ナリ、今瀨成寛成同帝トス、疑フベシ、高野山所蔵長慶宸筆ノ願文ニ元中二年九月十日太政天皇寛成トアリ、

答 寛成瀨成別主欽ノ事、以同訓被改文字常ノ事欽、不及不審事也、長慶院則後龜山帝也、別主ノ説於当家不用、元中二年ハ後龜山御帝也、于時太政天皇トアルハ如何、

問 正平十三年四月廿八日新待賢門院崩云々四十九日御願文及女院小伝ニ正平十四年トアリ、其上此願文を書カ

レシ通冬卿ヲノセラル、モ不審也、

答 於当家者用十三年之説也、

問 正平十四年四月廿九日新陽明門院崩云々、此女院ハ龜山帝ノ妃ニシテ、永仁四年正月崩ト女院小伝帝王編年等二見ヘタリ、コレ五十四年已前ノ事也、

答 龜山院妃新陽明門院ハ深心門院関白基平公女也、後村上院妃新陽明門院ハ北畠准后親房女ナリ、院有同名也、

問 正平廿三年三月九日讓位、皇太子寛成、同月十一日先帝崩御年四十四、鳩峰雜録ニ三月十一日住吉御所崩御御年四十一トアリ、関城書裏書延元四年御年十二ノ文ト合ス、此外委ク考ヘハ猶不審アルベシ、

答 当家抄ニ四十四異説四十一本行云々、

右水戸学生不審 紀光卿被答者也、

と、柳原紀光が所持していた『南朝公卿補任』四巻を改めて寛政六年十月に書写し、固くその流布を禁じる旨の識語及びこの『南朝公卿補任』の真偽に対する「水戸学生」と紀光との問答が記されている。この問答から、柳原紀光があくまでも『南朝公卿補任』の記述の正当性を主張しているのが窺われるのであり、紀光が『南朝公卿補任』に深く関与していたことが知られるのである。

上記、紀光の識語や問答と同様なものは、宮内庁書陵部所蔵の『南朝公卿補任』（請求記号二七一―二二九、四巻合冊）にもあり、「一本云 右南朝卿補任四巻以所持旧巻令書写畢堅固不可及流布者也 寛政六年十月 紀光」と記されている後に、国会図書館本と同じ問答が記されている。また内閣文庫所蔵の『南朝公卿補任』（請求記号百四十七―〇〇二二、四冊、修史館本）にも、二冊目の正平二十三年の条の末尾に「寛政六年十月紀光」の奥書があり、次いで、国会図書館本や書陵部本と同様の問答が記されている。そして、最後の四冊目には「寛政七年獲之、蓋後人仮託書、姑充館

本、以備考」との奥書がある。これらのことから、この修史館本は寛政七年に柳原紀光を介して水戸の彰考館に納められた可能性があることや、その折かそれ以降に『南朝公卿補任』の記述の真偽をめぐって水戸の学者と柳原紀光の間に遣り取りがあったことが推測されるのである。なお付言するならば、内閣文庫所蔵の紅葉山文庫本『南朝公卿補任』（天地二冊、請求記号特三十九一九）にも「右南朝卿補任四卷以所持旧卷令書写畢堅固不可及流布者也 寛政六年十月 花押」とある一本があり、花押は紀光のものと思われるので、この一本が紀光書写の原本である可能性が高い⁽³¹⁾。さらに、同じく内閣文庫に所蔵される『南朝公卿補任』（甘露寺本、請求記号一四七—〇〇二五、一冊）には、「此南朝公卿補任、後醍醐後村上後龜山一冊、借或人本、従去十四日染筆、今日書写校号畢 寛政丙辰八年正月十八日従三位藤原隆禮」とあるように、柳原紀光と親しかった八条隆禮も『南朝公卿補任』を書写しているのであり、「或人」とは、恐らくは紀光のことであろう。

このように、「右南朝公卿補任四卷以所持旧卷令書写畢堅固不可及流布者也 寛政六年十月 紀光」の識語を有する写本は数多く残されており、この識語を信じるならば、柳原紀光こそが自身が所持する「旧卷」を書写せしめた可能性は高いと推測できるのであり、河本公輔がいう「予家所蔵自延元二年至元中九年公卿補任実不伝於人間本也、然原本魚食殆不可観、故更写備于披閱云爾、寛政五年癸丑六月、子洲三宅會謹誌」とは大きく齟齬することになる。

以上、見てきたように、たとえ『南朝公卿補任』が河本公輔の手によって寛政五年六月に改めて書写された書物であったとしても、また、仮にそれが柳原紀光の所持する「旧卷」を紀光が寛政六年十月に書写したものであったとしても、当該『南朝公卿補任』が寛政五年以降には徐々にその存在を知られるようになったことは確かであり、その中心的人物が柳原紀光であったことは確かであろう。この柳原紀光と河本公輔、また河本と藤原貞幹との間にいかなる交流関係があったのかは不明であるが、少なくとも紀光は貞幹の存在は知っていた⁽³²⁾。

藤原貞幹、河本公輔、柳原紀光、この三者の間に『南朝公卿補任』を通じて何らかの交渉があったのかも知れないが、貞幹は「南朝公卿補任三冊」と記すのみで、⁽³³⁾他には何も語っていない。また河本も『吉野朝公卿補任』は自家伝来の希書と記すだけであり、さらに柳原紀光は「所持旧巻」と、これまた自家伝来の書物のように吹聴して、その「流布」を禁じている。にもかかわらず、『南朝公卿補任』は世上に流布し、前述したように早くも寛政六年には塙保己一が上京の折に披見し、その偽書たることを見抜いていたのである。

周知の通り、保己一は天明八年（一七七八）ないし寛政元年（一七七九）に彰考館總裁の立原翠軒の所望によって『花咲松』を著し、長慶天皇非即位説を主張しているなど、南朝方の史実の考証にも長じていた。それゆえ、保己一が寛政六年上京の折に、『南朝公卿補任』の存在を知り、その考証能力によって偽書である証拠を一々挙げて論駁したのであろうが、この保己一の長慶天皇非即位説を含む考証力は立原翠軒らにとっては「諸刃の剣」でもあった。要するに、水戸の『大日本史』は長慶天皇即位説を採用したのであるが、その決定的史料を得るには至っておらず、保己一を『大日本史』校正に推挙した翠軒も困惑していたのである。

この件に関し、翠軒は藤原貞幹に相談するところがあつたらしく、寛政二年三月十二日付けの翠軒宛貞幹書簡には、一長慶帝一件塙考察ノ書茂去年得申候京師ノ一友人考索好キ御座候故托シ置申候今朝面会仕候殊外コマリ居申候余事後可貴意候恐惶謹言

三月十三日

藤 叔蔵

貞幹

立原甚五郎殿⁽³⁴⁾

とある。この書簡から見る限り、貞幹は塙保己一の『花咲松』を寛政元年には早々に手に入れていたことや、貞幹が

長慶天皇即位説を採る「友人」にそれを渡し、その「友人」が保己一の考証力に困惑している様子が窺えるが、貞幹がいずれの立場であつたのかは明確ではない。もしも、貞幹が『南朝公卿補任』を偽作したとするならば、貞幹は長慶院と後龜山天皇とは同一人物であつたと認識していたことになる。また、前記した「水戸学生」と柳原紀光との「問答」にも、「疑問 正平十二年正月廿日寛成立太子文中二年ノ下ニ御諱被改瀝成トアリ、寛成ハ長慶院ノ諱ニシテ後龜山帝（トコト）ナリ、今瀝成寛成同帝トス、疑フベシ、高野山所蔵長慶宸筆ノ願文ニ元中二年九月十日太政天皇寛成トアリ、答 寛成瀝成別主欵ノ事、以同訓被改文字常ノ事欵、不及不審事也、長慶院則後龜山帝也、別主ノ説於当家不用、元中二年ハ後龜山御帝也、于時太政天皇トアルハ如何」とあるように、紀光も長慶院と後龜山天皇を同一人物とする立場を頑なに採っている。

柳原紀光が『南朝公卿補任』の記述を飽くまでも正当化し、弁護したことは前記「問答」に如実に示されているが、それは自著たる『続史愚抄』の記述をある程度重視したからであろう。例えば、「問答」にある「問 正平十三年四月廿八日新待賢門院崩云々四十九日御願文及女院小伝ニ正平十四年トアリ、其上此願文を書カレシ通冬卿ヲノセラル、モ不審也、」に対して、「答 於当家者用十三年之説也、」と答えているのは、『続史愚抄』の延文三年（二三五八）四月二十八日条で「南方新待賢門院廉子。左中将公廉朝臣女。南主母儀。後醍醐院妾。崩。或作廿九日」及十八日。於南方用三箇年諒闇云。於本朝此事始于茲」に依拠したものであろう。

しかし、「問 正平十四年四月廿九日新陽明門院崩云々、此女院ハ龜山帝ノ妃ニシテ、永仁四年正月崩ト女院小伝帝王編年等二見ヘタリ、コレ五十四年已前ノ事也、」に対しては、「答 龜山院妃新陽明門院ハ深心門院関白基平公女也、後村上院妃新陽明門院ハ北畠准后親房女ナリ、院有同名也、」と断言しているものの、寛政八年十一月二十九日に清書が終わり、さらに同十年四月二十日に「所々書改了」った時点での延文四年四月二十九日の条では、「此日。南方新陽

明門院崩云。古来難義也。」として、以下のように述べている。すなわち、「龜山院妃新陽明門院。永仁四年崩。雖南方不可有同号。若新陽德新陽祿等誤字欵。或近代書。入道准后大納言親房女。為南主後村上院妃。有院号。不尊号云。不取。擬梅津比丘尼采子。後醍醐院女御。後光明院関白道平女。至延文二年比存生分明。若自南方有院号欵。亦南主女御。親房卿女。文和二年自吉野出奔由。見圓太曆。後有院号欵。所詮可新陽德新陽祿等間矣。」と。これは、「問答」にある「後村上院妃新陽明門院ハ北畠准后親房女ナリ、院有同名也」とは異なつた見解である。紀光は寛政十二年一月二日に歿しているから、この二年足らずの間に見解が変わつたとも推測できるが、不可解ではある。

このように、柳原紀光が水戸の学生の質疑に答えたとする前記「問答」と『続史愚抄』には微妙な関係が認められるのであるが、想像するに、紀光が『南朝公卿補任』に記載されている不審な点を強引に正当化しているのは、それが自説である長慶天皇・後龜山天皇同一説を支えるある程度の史料性を有していると承知していたからではなかろうか。そのことは、紀光が『続史愚抄』の中で、本居宣長とも交流のあつた津久井（竹口）尚重⁽³⁵⁾の天明五年の序がある『南朝皇胤紹運録』⁽³⁶⁾を引用して、「或記。此日。南方改天授七年為弘和云。未詳。○或記紹」（康暦三年二月十日条）などと記していることから明らかであろう。これは、『南朝公卿補任』の天授七年の条にも「二月十日改元為弘和元年依革命也」とあることとも符合している。この津久井尚重の編んだ『南朝皇胤紹運録』には、後龜山天皇に関して「人皇九十七代、御諱寛成、文中二年改瀬成」と記していることなどからして、紀光はこの説と『南朝公卿補任』との説が符合していることを知って、『南朝公卿補任』の弁護をしたと推測することもできよう。

津久井が編んだこれらの書物と『南朝公卿補任』との間には何らかの関係があつた可能性が推測できるのであるが、『南朝公卿補任』をめぐる人物関係は、以上見てきただけでも複雑怪奇であり、単純に『南朝公卿補任』が藤原貞幹によつて偽作されたものと断定することはできない。その真偽を見極めるためには、藤原貞幹や柳原紀光、河本公輔、

本居宣長、津久井尚重らの南朝をめぐる見解や考察に関する精緻な考察が必要なことはいうまでもない。

五 結び

以上、見てきたように本稿では、『南朝公卿補任』が藤原貞幹の「偽作」であるかどうかについての結論は出せずに終わったが、『南朝公卿補任』と称される二系統の書物の輪郭や、『南朝公卿補任』をめぐる基本的な人的関係については、多少なりとも明らかにすることはできたと思う。本稿は、吉澤義則のいう『南朝公卿補任』貞幹偽作説の「濡衣」を晴らすためではなく、その真偽の程を知りたいがために論じてきたものであるが、結果的には「謎」が「謎」を生む行論で終わるしかなかった。願うべくは、岡本保孝がどこかで決定的な史料を書き残しているのを見つけることであるが、それも前途遼遠の「考証」である。吉澤に倣って、藤原貞幹の「考証」が、その「前途遼遠」を厭って「偽作」に転落しなかったことを祈るものであるが、筆者の拙い「考証」によって、その祈りが打ち砕かれれば、それはそれで考証冥利に尽きるところである。

註

- (1) この二系統の『南朝公卿補任』に対しては、早くからその信頼性に疑問が呈されていたようであり、このことは国立公文書館内閣文庫に蔵される『南朝公卿補任』（堀氏花廼家文庫本、五冊、請求記号一四七—〇〇二〇）からも知られる。すなわち、この花廼家文庫本『南朝公卿補任』五冊のうちの一冊の『南朝公卿補任並武臣伝』には、「此一帖嘗於関東普雖求之、不得焉、然寛政六年甲寅七月依或人之媒於京師獲之、即今令書写畢」とあり、また二条師基の項に貼紙で

『南朝補任延元五年左大臣從一位藤師基 九月日転 内大臣從一位藤師基九月日転左大臣トアリ、本書ト南朝補任トノ齟齬スルコト往々斯ノ如シ、而シテ補任ノ書様ト云ヒ本書ノ体ト云ヒ相共ニ疑ハシ』と記されている。この記事から『南朝公卿補任並武臣伝』は寛政六年以前には存在していたこと、四冊本『南朝公卿補任』と校合されており、双方ともに史料の価値は低いものと見做されていたことなどが知られる。

(2) 管見の限りでは、本郷和人が「平宗経の一流について」（『茨城県史料 中世編Ⅳ 月報』、一九九六年）で、森茂暁が『南朝全史—大覚寺統から後南朝へ』（講談社選書メチエ三三四、二〇〇五年）で、それぞれ別系統の『南朝公卿補任』を挙げて、ほんの傍証的に使用しているだけである。

(3) 『南朝公卿補任』藤原貞幹偽作説がどれほど一般的に通用しているのか、筆者はその詳細を知らないが、日野龍夫が『江戸人とユートピア』（朝日選書七八、朝日新聞社、一九七七年）で貞幹を採り上げて『南朝公卿補任』貞幹偽作説を展開して以来、貞幹偽作説が広く知られるようになったのであろう。『江戸人とユートピア』は、岩波現代文庫シリーズにも収録され（二〇〇四年）、手軽に読めるようになったことも一因と思われ、現に、最近では三浦佑之が『金印偽造事件—漢委奴國王』のまぼろし』（幻冬舎新書、二〇〇六年）の中で、同書に依拠して「また、『南朝公卿補任』という書物があり、こちらはそっくり藤原貞幹が作った偽書だという。しかも、これには宣長も騙されて、本物だと思い込んでいたらしい。・・・どうやら、藤原貞幹という人物は、近代のわれわれから見ると、自ら贋作を作り出すインチキ学者ということになるが」云々と、日野説を自明のこととして述べている。筆者には、藤原貞幹を弁護する義理はさらさらないが、「インチキ学者」が当時の錚錚たる公家有職故実学者（裏松光世）や国学者（山田以文、水戸の文献史学者（立原翠軒）たちと学問的交流を長期に亘って続行できたとするならば、恐るべき資質・人格の持ち主であったというしかない。

(4) 『ぐんしよ』二一〇（昭和三十八年）、後、『国学史上の人々』（丸山季夫遺稿集刊行会編、吉川弘文館、昭和五十四年）に所収、六四五頁。

(5) 『本居宣長全集』第一巻、筑摩書房、昭和四十三年、二三三頁。なお、『玉勝間』巻七は第三編に「ふぢなみ」と題して寛政十一年九月に刊行されている。

(6) 静嘉堂文庫本は乾坤二冊（請求記号七九—一二）で一冊目の乾が文字通りの『南朝公卿補任』であり、これは史料編纂所本乾坤二冊も同じである。書陵部本『南朝補任』（請求記号二〇七—七五六）は、これとは異なって二冊目の坤を欠

いており、「松岡文庫」の印がある。

- (7) 「本居春庭門人録」には「○文政十年亥 美濃国高須 渡邊駒藏明」とある（『本居宣長春庭大平内遠年譜遺墨集』吉川弘文館、昭和三年）

- (8) 伴直方については、森潤三郎「伴直方伝の研究」（伝記学会編『国学者研究』、北海出版社、昭和十八年）、参照。なお、京都大学附属図書館谷村文庫には、嘉永二年に伴直清が越智真澄所蔵の原本を書写した「信濃宮伝」及び「底倉記」を「十津河記」と合綴した一本が残されており、「伴文庫」の蔵書印が捺されている。このことから、静嘉堂文庫本『南朝公卿補任』は伴直清が所持していた可能性が高いといえよう。

- (9) 静嘉堂文庫本は「帝都」を「京都」に直し、また史料編纂所本は「帝都」、書陵部本は「京都」とする）

- (10) 新訂増補国史大系第十三巻『続史愚抄』前篇、六三三頁。

- (11) これに関連して、柳原紀光は『続史愚抄』の慶安元年（正平二十三年）三月十一日条で、「今夜子刻。南方主崩住吉行宮。春秋四十一。或作四十四。謬矣。・・追号後村上院。先之。南主讓位於第二皇子皇太子。・・即位。廿四歳。或作廿一。謬矣。・・自踐祚六十年。後日勘。三井血脈。行悟僧正。南方長慶院法皇寛成子云。重可思惟。○花宮三代記。紹運録。或記紹新葉集。」

とも記し、正平二十三年三月十一日に後村上天皇が崩御し、その「第二皇子」の醍成が踐祚したものの、「六十年」を経ようやく即位したことや、この醍成親王が「長慶院法皇」の子であるとの説も紹介し、慎重に勘考すべきことを記している。このように、柳原紀光は後村上天皇から後龜山天皇（醍成親王）に踐祚、続いて即位があったことや、醍成親王が長慶院の子であった可能性も指摘しているのであるが、本文で後述するように、紀光は一貫して南朝を後醍醐天皇、後村上天皇、後龜山天皇の三代とすることに固執している。これに対して、当該『南朝公卿補任』が「正平二十四年」、「文中二年」と年代や月などは異なるものの、寛成親王（寛成王）を南朝の第四代天皇に擬していることは注目に値し、「偽作」当時（いつの時期かは勿論不明であるが）の南朝歴代の代数をめぐる論議を反映した傍証的史料として使用することは可能であろう。

- (12) 河本公輔は、安永四年に岡山の豪商河本立軒の長男に生まれ、後、京都に上って賀茂季鷹、本居大平に入門。歌人として一家をなし、『平安人物志』（文化十年、文政十三年）にも掲載されるほどとなり、天保三年に歿した。『南朝略系図』（文政九年）、『石川年足卿銅碑考』などの編著がある。『国学者伝記集成』正統篇、『京都名家墳墓録』、『岡山県人名辞書』、『国書人名辞典』、参照。

- (13) 拙稿「好古への情熱と逸脱——宣長を怒らせた男・藤原貞幹——」（『國學院大學日本文化研究所紀要』九六）、参照。なお、藤原貞幹の「偽証・偽作」をめぐる日野龍夫の考証に関する論点については、拙稿「藤原貞幹の華夷思想と偽証心理」（『神道宗教』一九九・二〇〇）、同「藤原貞幹の日本文化研究と「偽証」（『日本文化と神道』二）で、かなり詳細な批判を加えておいた。併せて、参照されたい。
- (14) 「吉野朝の公卿補任」が所収されている『玉勝間』巻七は寛政九年十一月には板下になっているから、宣長がこれ以前に『吉野朝公卿補任』を岡山の河本某（立軒か公輔）を通して披見していたことは確実である。
- (15) とはいっても、狩谷掖斎や岡本保孝が公刊された著書の中で貞幹を誹謗しているわけではない。前者は、自己の所持する貞幹の『好古小録』の「元明天皇御陵碑」の上欄に「貞幹東大寺要録ニ此文ヲ載セタルニ据テ偽作セル也、此老好テ贋作ス、然レトモ具眼ノ人ハ皆其欺ヲ受ケサルナリ」と秘かに述べているだけであり、後者も同様に公刊を予定していない備忘録のような考証雑記に、序のように「吉野朝公卿補任」貞幹偽作説を書き記しているだけである。前掲註3の拙稿「好古への情熱と逸脱」、参照。
- (16) 「藤原貞幹に就いて」（『国語説鈴』、立命館出版部、昭和6年、一一二頁―一一五頁。初出は『芸文』第十三年八月号―十二月号、大正十一年。
- (17) 国立国会図書館蔵『況斎叢書』三所収、請求記号一八九―二四三。
- (18) 国立公文書館内閣文庫蔵の『南朝公卿補任考』（請求記号一四七―〇〇一六）は本文わずか三葉で、奥書に「右一卷校保己一著 文政丙戌晩夏書写 美成」とあるように、文政九年に山崎美成が書写したものの。
- (19) 『南朝公卿補任』が偽書であることを『南朝公卿補任考』や足代弘訓の『寛居雜纂』を紹介して、自身の小さな考証を付したもの（『皇典講究所講演』一四五所収、明治二十八年、皇典講究所）。なお、明治三十二年の『己亥叢説』（井上頼文・吉岡頼教編、吉川半七刊）にもこの講演録を始めとする南朝関係の考証が収録されている。
- (20) 中江「『南朝公卿補任考』の考察」（『温故叢誌』三三、昭和五十二年）、後、『塙保己一研究 中江義輝記念論文集』（温故学会、平成十六年）に所収。
- (21) 前掲註3、『江戸人とユートピア』、二二二―二二五頁。
- (22) 宣長が『吉野朝の公卿補任』を何故に信頼したのか不明であるが、当該書物には読む者をして「真本」と思わしめる記述があるのは確かであろう。例えば、本居記念館蔵『吉野朝公卿補任』四にある弘和二年条には、前年の天授七年の

条には記載されていない平経泰が「権大納言 正二位 平経泰 八月 日薨、任叙日不明、或云、天授二年任権大納言云々、但不慥」と記載されているように、当該書が何らかの「考証」を経て成った信頼性のある書であるかのように思わせる記述が散見される。というのも、例えば、別本の『南朝公卿補任』が平経泰を「天授二年 任大納言」と『桜雲記』と同様の記述をして、同人の官歴を記載しているのに対し、当該『吉野朝公卿補任』は何を典拠にしたのか不明であることを述べることによって、その信頼性を逆に主張しているかの如く一見思えるからである。このように、記述の方法といい、その「出所」といい、宣長が「真本」と思っても仕方のない書であったといえよう。

(23) 前掲註2、「平宗経の一流について」。

(24) 前掲註2、『南朝全史——大覚寺統から後南朝へ』。

(25) 前掲註12の拙稿「好古への情熱と逸脱——宣長を怒らせた男・藤原貞幹——」等、参照。

(26) 「曲亭書簡集」(『日本藝林叢書』第九卷、三村清三郎他編、六合館、昭和四年、所収) 一〇一頁。

(27) 宣長の『来訪諸子姓名住国并聞名諸子』(『本居宣長全集』第二十卷、昭和五十年、二五一頁)の寛政七年の条には

「^{四月三日来タル}備前岡山船著町 河本忠五郎」とあり、寛政七年四月三日には宣長に面会していたことが分かる。この後も、寛政九年までは岡山に在任していたことは、宣長の藤井高尚宛寛政九年十一月二十三日付け書簡に「一、岡山河本忠五郎へ御逢被成候よし」云々とあることから知られるが(『書簡集補遺』、『本居宣長全集』別巻二、平成五年、五八一頁)、宣長の『享和元年上京日記』の同年四月十七日条には「備前岡山忠五郎事、今ハ京住ノヨシ 河本文太郎 入来」とあることから、少なくとも寛政九年以降享和元年の間には上京していたと思われる。なお、『藤垣内翁略年譜附録教子名簿』には「京河本文太郎公輔」とある。

(28) 前掲『本居宣長全集』別巻二、五七七頁。

(29) 同、五七八頁。

(30) 同、五八一頁。

(31) この他にも、国立国会図書館に『南朝公卿補任』(請求記号二〇〇—九二)が蔵されており、国学者として知られる榊原芳埜の旧蔵本で、これには「故榊原芳埜納本」の印及び「柳原家蔵」の蔵書印が捺されている。このことから、同本は元々柳原家の旧蔵本であったことが知られる。

(32) 『閑窓自語』の「三七裏松弁入道光世作大内裏考証」(『日本随筆大成』第二期8所収、吉川弘文館、昭和四十九年)、

参照。

(33) 「無佛齋遺伝書領目六」、前掲註3の吉澤「藤貞幹に就いて」に所収。なお、国立公文書館内閣文庫には「時習館珍藏」と記した『南朝公卿補任』三冊本（請求記号一四七—〇〇一七）が残されており、三冊本があったことが確認できる。因みに、「無佛齋遺伝書領目六」には「木片 一個 大和国吉野郡加名生谷和田村堀又太郎宅ハ後醍醐帝 後村上帝 慶藏院三世ノ皇居也乙卯仲春源惟友南遊シテ又太郎宅に一宿ス此古木ヲ得テ予ニ贈ル即皇居ノ材也又太郎屋後一字ヲ建テ後村上帝ヘ奉リシガ近年マデ残リアリシ也 乙卯三月八日記 貞幹」とあり、貞幹が南朝の歴代に関心を有していたらしいことが窺がわれる。この記述も、日野龍夫流に解釈するならば、頗るインチキ臭いのであるが、松平定信の『集古十種』鐘銘之部には「大和国吉野郡加名生谷和田村堀又太郎藏鐘銘」が収録されており、この寛政七年三月八日付け記事の信憑性がある程度裏付けている。

(34) 「無佛齋手簡」、前掲註26『日本藝林叢書』第九卷所収、一五頁。

(35) 津久井（竹口）尚重は大和芝村藩士で、その先祖は代々南朝に奉仕してきたと『南朝編年紀略』の序などで称している家の出であり、生年は不詳であるが、寛政十年二月に歿した。本居宣長とも交流があり、寛政三年十一月二十七日には宣長を訪問していることが『来訪諸子姓名住国并聞名諸子』に記載されている。

(36) 国立国会図書館蔵『南朝皇胤紹運録』（請求記号二九—一二）の正平十四年四月二十八日条には「新陽明門院崩年廿七歳、諱顯子、入道准后親房御女、今迄中宮也。圓太曆。准后伝」とあり、これを柳原紀光が参照していたことは、延文四年（正平十四年）四月二十九日条の「此日。南方新陽明門院崩云。」の引用書目にある「或記南紹」からも明らかであろう。